

令和4年度_萩・石見空港定住等応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、首都圏等からの定住活動等による萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として、萩・石見空港を離着陸する定期便及び季節運航便（以下「萩・石見空港便」という。）を利用し定住活動等を行う者に対し、萩・石見空港利用拡大促進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で交付する萩・石見空港定住等応援助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住活動 島根県内及び山口県萩市・山口県阿武郡阿武町に永住、又は居住することを目的とした活動のうち、定住活動支援業務を所管する、島根県及び島根県内の市町・山口県萩市・山口県阿武郡阿武町の担当部局もしくは公的機関への定住相談を伴った活動。
- (2) 就職活動 島根県内・山口県萩市・山口県阿武郡阿武町に所在する事業所への就職を目的とする就職試験や会社説明会等への参加。
- (3) 進学活動 島根県内・山口県萩市・山口県阿武郡阿武町に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校及び専修学校への進学を目的とする受験や学校説明会等への参加

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、前条各号のいずれかの活動を行う者及び同行者のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に萩・石見空港便を利用する者とする。

(助成金額等)

第4条 助成金額は、5,000円に萩・石見空港便の利用座席数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、利用座席数から除くものとする。

- (1) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。）が、公務により利用するもの。
- (2) 無償の航空券を利用するもの。
- (3) 満3歳未満の小児が、座席を確保せず利用するもの。
- (4) 協議会が行う他の補助金又は助成金の交付を受けたもの、または受ける予定のもの。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、萩・石見空港定住等応援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に下記に掲げる書類を添えて、令和5年4月20日までに萩・石見空港利用拡大促進協議会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、申請はいずれか一の区分に限る。

○交付申請に必要なとなる添付書類

活動区分	定住活動	就職活動	進学活動
全ての区分において必要となる書類	・萩・石見空港便の「ご搭乗案内」 紛失した場合等やむを得ない場合は「搭乗券」、「保安検査証」、ANAウェブサイトから発行した「搭乗証明書」のいずれか。		
区分に応じて必要となる書類等	・定住活動相談訪問の証明書（様式第2号） ※定住活動支援業務を所管する島根県及び島根県内の市町・山口県萩市・山口県阿武郡阿武町の担当部局もしくは公的機関により証明を受けたものの。	・就職説明会、就職試験等への参加通知文書、受験票等のコピー	・進学説明会等への参加通知文書、受験票等のコピー

（交付の決定等）

第6条 会長は、前条の申請があったときは、速やかに当該内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、当決定の内容を申請者に通知するものとする。この場合において、助成金の交付を決定したときは、当該申請者の指定する口座への助成金振込をもって、当該通知をしたものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第7条 会長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条

この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和5年4月20日限りその効力を失う。但し、同日までに受理がなされた助成金については、同日後もなおその効力を有する。